

職員の懲戒処分について

平成27年4月から平成31年3月までの期間における「診療報酬過大受給事案(検体検査管理加算Ⅳ)」について、当機構危機管理委員会の最終報告ならびに、職員懲戒審査委員会の答申を受け、関係者の処分を決定いたしましたので、ここに公表します。

1 被処分者

連番	被処分者	処分の種類	処分の対象となった行為
1	嘱託医 (60代 男性) (元 理事長)	停職 3ヶ月	1 施設基準の運用(申請・辞退)を誤り、 法人の社会的信用を失墜させた 2 管理監督責任
2	機構事務局次長 (60代 男性) (元 事務部長)	停職 1ヶ月	同上
3	事務員 (60代 男性) (元 総務課長)	停職 1ヶ月	1 施設基準の運用(申請・辞退)を誤り、 法人の社会的信用を失墜させた 2 管理監督責任 3 他者の出退勤打刻を自ら行った
4	嘱託医 (60代 男性)	戒告	勤務すべき時間に勤務しなかった
5	機構事務局長 (60代 男性) (元 事務部長)	戒告相当	1 施設基準の運用(申請・辞退)を誤り、 法人の社会的信用を失墜させた 2 管理監督責任
6	元会計課長 (60代 男性)	減給相当	他者の出退勤打刻を自ら行った
7	元会計課長補佐 (40代 男性)	減給相当	施設基準の運用(申請・辞退)を誤り、 法人の社会的信用を失墜させた
8	元事務員 (20代 男性)	口頭注意相当	他者の出退勤打刻を自ら行った

※連番5の職員は一旦退職したのち復職、連番6～8の職員はすでに退職しており、いずれも処分は実施できません。

2 処分の理由

地方独立行政法人くまもと県北病院機構職員就業規程第58条違反

3 処分に至る経緯と非違行為の概要

平成31年1月22日付けの常勤医師の要件を満たしていないにも拘わらず、検体検査管理加算Ⅳを算定し、診療報酬の請求を行っているのではないかという新聞報道等を受け、被処分者に対して調査を実施するとともに九州厚生局による適時調査が行われた。その結果、平成27年4月から平成31年3月までの間に検体検査管理加算Ⅳについて、算定要件には常勤の医師とされるが、算定要件を満たさないのに医師*によって施設基準を申請し、診療報酬を過大に受給していた。さらに勤怠システムが導入された平成29年7月からは当該医師自ら打刻すべき出退勤を他者(事務職員)により代理打刻を行っていたことが明らかとなった。これらの不適切な運用、虚偽の申請に対して、上記の処分が必要と判断した。

*：常勤医師は週32時間以上勤務する医師とされるが、当院規定では40時間以上を常勤医師としており、当該医師は32時間勤務で常勤医師と見なされない。

職員による不祥事がありましたことは、患者さんをはじめ公立玉名中央病院に関係するみなさま方の信頼を損なう行為であり、深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受けとめ、改めて綱紀粛正と服務規律の確保を徹底させるとともに、信頼回復に向けて全力で再発防止に努めてまいります。

令和元年8月9日

地方独立行政法人くまもと県北病院機構

理事長 山下 康行

職員の懲戒処分について

平成31年1月28日に発生した「公立玉名中央病院の薬品盗難事件」について、当機構職員懲戒審査委員会の答申を受け、関係者の処分を決定いたしましたので、ここに公表します。

1 被処分者

連番	被処分者	処分の種類	処分の対象となった行為
1	看護師（40代 女性）	諭旨解雇	医薬品の窃盗行為

※当該職員はすでに退職しており、処分は実施できません。

2 処分の理由

地方独立行政法人くまもと県北病院機構職員就業規程第58条違反

3 処分に至る経緯と非違行為の概要

平成31年1月28日に発生した医薬品（抗てんかん薬など計80錠）の紛失事案を受け、警察に被害届を提出した。その後、防犯ビデオの確認等の捜査の過程で、当該職員は令和元年6月11日に窃盗容疑で玉名警察署に逮捕されたが不起訴処分となった。その後の内部調査で、過去2年の間に10数回にわたり当院薬局の医薬品を盗んだことを認め、損害金額の弁償と自主退職を申し出た。

職員による不祥事がありましたことは、患者さんをはじめ公立玉名中央病院に関係するみなさま方の信頼を損なう行為であり、深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受けとめ、改めて綱紀粛正と服務規律の確保を徹底させるとともに、信頼回復に向けて全力で再発防止に努めてまいります。

令和元年8月9日

地方独立行政法人くまもと県北病院機構
理事長 山下 康行

職員の懲戒処分について

診療科グループ費の私的流用事案について、当機構職員懲戒審査委員会の答申を受け、関係者の処分を決定いたしましたので、ここに公表します。

1 被処分者

連番	被処分者	処分の種類	処分の対象となった行為
1	医師 (60代 男性)	懲戒解雇	公金の横領

2 処分の理由

地方独立行政法人くまもと県北病院機構職員就業規程第 58 条違反

3 処分に至る経緯と非違行為の概要

- 令和元年 6 月中旬頃、治験等に関する診療科グループの研究費にかかる通帳の事務による一括管理を目的に、各診療科への通帳の提出を依頼し、整形外科を除く診療科については提出がなされた。整形外科については、通帳を管理していた(通帳届け出代表者である)当該職員(元理事長)からの提出がなされなかった。そのため、整形外科グループの医師、事務部長、理事長より複数回にわたり、提出の趣旨説明とともに、通帳の提出を求めたが、いまだ提出に至っていない。
- 令和元年7月 29 日、銀行からの流動性預金異動明細表(入出金記録)を調査し、不審な 2 件の振り込み(支払い)について為替取引検索内容を確認した結果、1 件は平成 28 年 3 月 4 日の輸入自動車販売店への振り込み 7,089,460 円、他の 1 件は、平成 28 年 10 月 13 日の自動車関連事業所への振り込み 199,692 円の出金を確認したため、病院幹部会議に報告し協議を行った。
- 令和元年 8 月 5 日、理事長による面談を行い、当該職員は自動車の購入を認めた。
- 令和元年 8 月 8 日、理事長から諮問された懲戒審査委員会による懲戒解雇の答申をうけ、理事長は懲戒解雇の処分を決定した。

職員による不祥事がありましたことは、患者さんをはじめ公立玉名中央病院に関係するみなさま方の信頼を損なう行為であり、深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受けとめ、改めて綱紀粛正と服務規律の確保を徹底させるとともに、信頼回復に向けて全力で再発防止に努めてまいります。

令和元年8月9日
地方独立行政法人くまもと県北病院機構
理事長 山下 康行